

千葉県条例第 号

千葉県孤立死防止条例

(目的)

第1条 この条例は、市、自治会等の地縁による団体、地域福祉に関係する団体、事業者、警察署その他関係行政機関が連携して高齢者等に対する日常的に生活の状況を見守る活動（以下「見守り活動」という。）を通じて高齢者等の安否の確認を行い、地域社会から孤立して死亡することを未然に防止し、もって高齢者等が安心して暮らせる地域社会の実現と強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「高齢者等」とは、単身世帯の高齢者その他の地域社会から孤立することが予見される者のうち、見守り活動を要するものと認められるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、高齢者等の安否の確認のため、自治会等の地縁による団体、地域福祉に関係する団体、事業者、警察署その他関係行政機関（次項において「自治会等の地縁による団体等」という。）が連携することができるよう施策を講ずるものとする。

2 市は、自治会等の地縁による団体等から安否の確認が必要な高齢者等がある旨の報告を受けたときその他必要があると認めるときは、直ちに適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。



議 案 説 明

高齢者等の孤立死を未然に防止することで、高齢者等が安心して暮らせる地域社会の実現と強化に資するため、条例を制定しようとするものであります。